

虚偽(ウソ)や誇大な表示

虚偽(ウソ)や誇大な表示
は禁止されています。

原 2011 
産国表示編

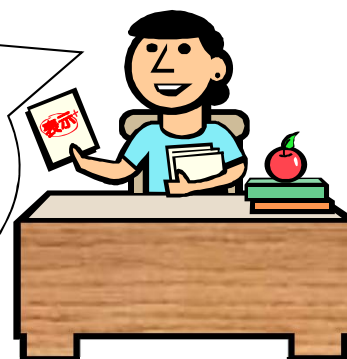
沖縄県環境生活部県民生活課

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法〔昭和37年法律第134号〕）は公正な競争を確保し、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境をつくるために、不当な表示や過大な景品類の提供を厳しく規制しています。

「表示」とは？

事業者が商品・サービスを販売するために
行う広告や表示のこと

- ◎チラシ ◎パンフレット ◎ポスターや看板
- ◎新聞や雑誌に掲載された広告
- ◎テレビCM ◎ウェブサイト
- ◎店舗内のポップ



景品表示法違反の排除命令事例（原産国の不当表示）

平成19年6月18日に公正取引委員会は、沖縄県内のガラス製品製造及び販売業者3者に対して、**原産国の不当表示**（景品表示法違反）として**排除命令**を行いました。

《違反事実内容》

上記3者はベトナムで製造されたガラス製品について、カタログやホームページ、店舗内において、「琉球ガラスカタログ」「琉球ガラスギフトセレクション」「琉球ガラス専門店」などと表示し、あたかも、掲載等しているガラス製品のすべてが沖縄県で製造されたものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、掲載等しているガラス製品の品目のうち、約3割ないし約8割はベトナムで製造されたものであった。

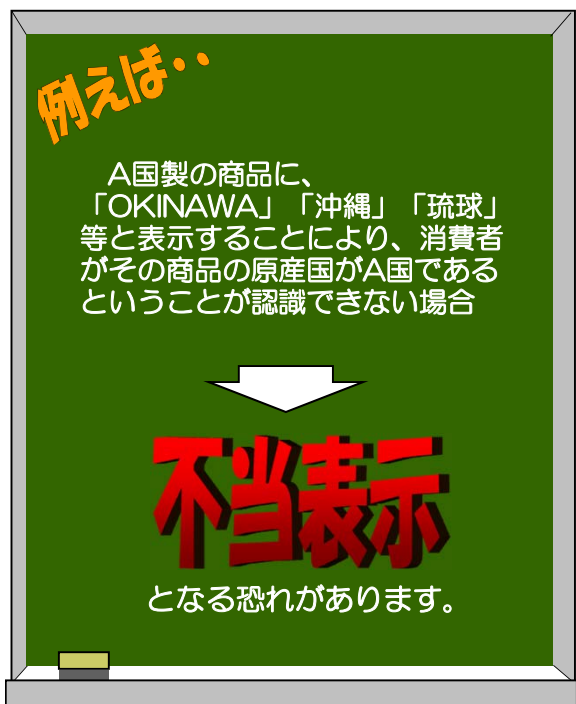
《事業者の対応》

上記3者は、排除命令を受け、一般消費者への公示、再発防止策の実施、

景品表示法では「商品の原産国に関する不当な表示」を禁止しています。

（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

これは、原産国を表示することそれ自体を義務付けるものではありませんが、一般消費者が原産国を判別することが困難であると認められる一定の表示を不当表示に該当するものとして **禁止** しています。



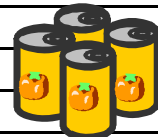
**このように、誤認を与える可能性がある場合…
原産国をハッキリと表示(例.A国製等)しましょう！**

原産国とは？

商品の内容について「実質的な変更をもたらす行為が行われた国」をいいます。

▽下記の品目については、「実質的な変更行為」を次のように定めています。

品目		実質的な変更行為
食料品	緑茶・紅茶	荒茶の製造
	清涼飲料水 (果汁飲料を含む)	原液又は濃縮果汁を希釈して製造した ものについては希釈
	米菓	煎焼又は揚
衣料品	織物	製織(せいしょく)・染色
	外衣(ワイヤツ等)	縫製
身の回り品	革靴	甲と底の接着、縫製、結合
雑貨	腕時計	ムーブメント組み立て



※ただし、以下の行為は実質的な変更をもたらすものではないので、原産国にはあたりません。

- ①商品のラベル付け、その他標示を施すこと。
- ②商品を容器に詰め、又は包装すること。
- ③商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせる事
- ④簡単な部品の組み立てをすること。

一部の品目については原産国の定義が定められていますが、規定されていないものについては、商品の性質、用途などの特性に応じて個別判断されます。

事業者の皆様へ

消費者にとって表示は、商品やサービスを選択する上で重要な情報源であり、その品質や取引条件についての情報が消費者に正しく伝わる必要があります。

原産国以外にも、原材料、製造方法など消費者にとって重要な情報を適正に表示することが求められています。その上で、どちらを選択するかは消費者に判断してもらえばいいのです。

それが、最終的には消費者の信頼確保の上で重要であり、事業者の発展にも繋がるものと考えます。

事業者の方々には表示について、消費者視点に立ってその表示から消費者はどういう印象を受けるのか、情報を正しく受け取ることができるのか・・・考えてみてください。



表示についてのお問い合わせは・・・

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁4階

沖縄県環境生活部県民生活課消費生活班



TEL:098-866-2187/FAX:098-866-2789

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>(消費者庁)